

## 「日立・宮崎争議勝利報告集会」開催の意図と 宮崎文書（真の団結を求めて - 日立争議の経験から）への反論

2003年 6月10日

佐藤 明（日立神奈川争議団 団長）

### はじめに

この文書（「真の団結を求めて - 日立争議の経験から」以下、「宮崎文書」）には、第1に公開されていない日立1都2県の解決内容が具体的に書かれていること、第2に宮崎氏がこれまで団のなかで言ってもいなかった神奈川労連等への異常な賛美、及び彼の実際の行動や主張と相反する内容が書かれており、宮崎氏一人では作成できない内容が含まれています。そこにこの「宮崎文書」の意図が見え隠れしているのではないのでしょうか。

「宮崎文書」は日立神奈川争議団や日立闘争神奈川支援共闘会議（以下、日立支援共闘）とその構成メンバーを誹謗・中傷し、特異の集団に描き出そうとする謀略的文書です。

まさに常識では到底考えられないような虚偽と事実の歪曲によって雑誌「全貌(ゼンポー)」と見間違ふような文書を作成し、相手を誹謗中傷する行為は見識を疑うものです。そこには、階級的警戒心は全く見られず、もはや革新とか民主主義の立場を放棄した、常識が通用しない世界があるのかもしれない。

03年2月1日、日立・宮崎争議勝利報告集会（以下、「宮崎集会」）は建設プラザで開かれました。神奈川労連の連絡文書によると、「宮崎集会」に先立って宮崎氏から「宮崎文書」（コピー）が届けられ、本年1月27日には神奈川労連の各幹事に郵送され、2月1日の「宮崎集会」でも配布されました。前記したように「宮崎文書」はまともに反論するに値する文書ではありません。しかし、この「宮崎文書」は組織的に県下の広範囲に配布されています。

従って、この文書は権力や資本の側にも既に流れていることも容易に予想されるものです。

日立神奈川争議については現在総括報告集を作成している途上にあります。従って、本文書では、団結の回復と争議運動の正しい発展を願う立場から事実経過を明らかにし、最小限の反論にとどめておくものです。

しかし、日立神奈川争議団及び日立支援共闘に対して「全労連、神奈川労連や民主団体に対する根拠のない批判や日本共産党攻撃を公然と行う集団」と決めつけたこの「宮崎文書」を「今後の争議のあり方について非常に重要な内容をもっている」と特段の評価を与えて、自らも日立神奈川争議を攻撃している政党や神奈川労連の一部幹部の責任は重大であります。

私は政党や神奈川労連の一部幹部が行った「宮崎文書」への誤った評価を撤回し、関係者の名誉回復の措置をとることを強く求めるものです。

## 1. 「日立・宮崎争議勝利報告集会」について

(1) 「宮崎集会」は政党と神奈川労連の一部幹部らが中心となって準備され、2月1日、建設プラザにて行われました。当日は神奈川労連幹事会が同じ建設プラザで午前10時から午後4時までの日程で開かれ、4時15分から開催される「宮崎集会」に幹事がそのまま参加できるように設定されて開催されました。

神奈川労連菊谷議長が神奈川労連幹事に宛てた「日立争議団・宮崎氏の『真の団結を求めて - 日立争議の経験から』の文書配布と2月1日、第7回幹事会での討議について」と題する1月27日付け連絡文書によれば、「先日1月24日に原告の一人であった宮崎氏（元原告団長、争議解決時には争議団から離脱）から神奈川労連事務局に『真の団結を求めて - 日立争議の経験から』の文書が届けられました。この文書内容は・・・（中略）・・・今後の争議のありかたについて非常に重要な内容を持っていると考えています。つきましては、本文が長文でもあり2月1日の第7回幹事会で議論を深めるためには事前に配布することが必要と思ひ、幹事の皆様には事前に配布・送付いたします。是非事前に読了されて、積極的な討議をお願いいたします。」と金曜日に届いた文書を翌週の月曜日には組織外の宮崎氏の文書を全幹事に送付する破格の取り扱いをしました。

(2) 「宮崎集会」では、日立神奈川争議団員で宮崎氏と同じ職場の2名及び神奈川電機懇に結集している1名が「宮崎集会」に参加しようと会場まで行きましたが、入り口で、東芝争議団の海老根氏や当該の宮崎氏らに「招待者でない」と排除されました。このことからこの「宮崎集会」は争議の解決を祝うこととは別の意図を持った集会のようでした。

(3) 「宮崎集会」の実行委員会のメンバーは以下の通りで、集会では実行委員会を代表して神奈川労連副議長の岡本氏が主催者挨拶を行いました。

実行委員 岡本 一（神奈川労連副議長）  
沖山静彦（電機労働者懇談会・旧松下通信）  
中村治郎（電機労働者懇談会・日立OB）  
千葉文男（電機労働者懇談会・東芝TEC）  
田中秀幸（元日立武蔵残業拒否解雇争議原告）  
押野 茂（東芝OB）  
山田和民（元神奈川争議団共闘会議議長・東電OB）  
朝海吉一（日本共産党神奈川県中央地区委員長）

(4) 日本共産党の地区委員長が、争議の報告集会の実行委員に名を連ねることについては、私の知る限りでは、かつて見たことも聞いたことも無かったことです。

昨年11月30日の日立神奈川争議解決報告集会の際には、日本共産党神奈川県委員会の方針だとして「共産党を誹謗することが予想される日立神奈川争議報告集会へ

の参加は適切ではない」とし、日立支援共闘会議や日立神奈川争議団の招待を拒否し、集会参加予定者には参加しないよう説得してまわったことと比較すれば驚くべき違いではないでしょうか。

朝海地区委員長は、「宮崎集会」のプログラムに寄稿した文書のなかで「10年余にわたり『世界の日立』を相手に思想差別を背景にした賃金昇格差別争議をねばり強くたたかいぬき、見事に勝利し解決したことに心から連帯の挨拶を送ります。宮崎さんは、争議にかかわって前半の数年間争議団長として奮闘されました。後半は全日立争議の一括解決をめぐって統一と団結を守る立場を一貫してつらぬき通しました。今、差別争議のあり方が問われているとき、何が階級的民主的道義にかなった方向なのかを示唆するものとして、彼の勇気あるたたかいに敬意を表するものです。」と述べて、争議団の分裂を画策し、自ら争議団から脱落した宮崎氏に対して最大級の賛辞を送りました。

同時に朝海氏は「今、神奈川には池田氏を中心とした誤った流れがある」として宮崎氏に対して「これを正していくために先頭に立て」と激励し、「まともな労働運動のために党も神奈川労連と連帯して闘う」という決意をのべています。

この挨拶のなかにも、日立神奈川争議をめぐる意見の対立の一方の側がこの集会を開催し、招待者以外は参加を認めないとする閉鎖的な集会で何を意図したのかを計ることができるものです。

#### (5) 集会で配布された文書について

「宮崎集会」では、実行委員会の挨拶文及び実行委員各人の挨拶が掲載されたプログラム及び「真の団結を求めて - 日立争議の経験から」と題する「宮崎文書」が配布されました。プログラムに寄せた挨拶文の中にも事実を誤認した文書や意図的に事実をねじ曲げた文書がありますが、以下に「宮崎文書」について反論します。

## 2. 「真の団結を求めて - 日立争議の経験から」(「宮崎文書」)について

この文書の「はじめに」のなかで宮崎氏は「私が、この文書をまとめる決意をしたのは、今後の争議運動や労働運動、民主運動に少しでも役立てることができればという切実な思いからです。私の痛切な体験をお伝えできるかどうか、あるいは思い違いがあるかも知れないとの不安もあります。皆様にはご一読いただき、ご意見や感想などお寄せいただければ幸いです」と結んでいます。

しかし、彼の「思い違い」で事実関係がねじ曲げられ、「白」が「黒」ともなり「正しいこと」が「誤り」になってしまっはたまりません。

宮崎氏の団長については当初から不適切論が出されていましたが、争議が解決した今、こうまでも惨めに地に落ちたことを見て残念に思います。

## 2 - 1 宮崎団長選任・解任の経過と適任性について

集会プログラムに寄稿した文章の中に、団長をやったほどの宮崎氏が団長職を「外された」ことにも日立神奈川争議団及び日立支援共闘に問題があったかのような記述がみられますので最初に、宮崎氏が団長に選任され、その後、解任にいたる経緯及び適任性について事実に基づいて記述します。

### (1) 宮崎団長選任の経過

日立神奈川争議団は 1 サービス残業事件（佐藤事件） 2 男女差別事件 3 賃金・昇格差別事件の三争議で構成してきました。

サービス残業事件は1987年6月、横浜工場の私（佐藤）が横浜西労働基準監督署に職場に蔓延していたサービス残業を告発したことで会社から2年近く仕事干し等の報復を受け、労基法違反の人権侵害事件として1990年8月に神奈川地労委に申立てをして一人争議で闘っていました。

その後、1992年3月に東京・神奈川の9名の女性が男女差別の是正を求めて東京地裁に訴え、「日立男女差別争議団」として闘い始めました。

同年10月には神奈川・東京・茨城・愛知の事業所で賃金・昇格差別の是正を求めてそれぞれの地方労働委員会に一齐に申し立てをし、一都三県の闘いが始まりました。神奈川では「神奈川賃金・昇格差別争議団」としてたたかい、宮崎氏が団長になり、サービス残業事件と賃金・昇格差別事件の2事件でたたかうことになった私が事務局長になりました。

当初、これらの3争議はそれぞれ独自のたたかいをしていましたが神奈川の運動の強化及び支援の輪を広げることを目的に93年5月頃から3争議で協力・共同の行動を重ねて運動をしていました。そして、96年3月の「日立闘争神奈川支援共闘準備会」の結成を前にして96年1月24日に3争議を束ねて「日立神奈川争議団」を結成しました。「日立神奈川争議団」の団長には、運動の中心になるべき「神奈川賃金・昇格差別争議団」の団長が就くのが妥当として当時の争議団の水準から論議を深めることなく、私以外で一番年上でもある宮崎氏を団長に選任しました。私はその当時、横浜争議団の事務局長から神奈川争議団の事務局長に就くことになっていたため団長を宮崎氏に任せたのでした。

宮崎氏が「はじめ」の文章で、「1994年から1999年1月まで日立神奈川の3争議をまとめた日立神奈川争議団の団長をつとめました」と述べていますが嘘・偽りの主張です。

## (2) 宮崎団長の適任性について

### 1) 松みどり争議支援行動でのデッチ上げ傷害事件で

94年10月19日、神奈川争議団共闘会議(以下、神奈川争議団)の統一行動が取り組まれました。戸塚区にある松みどり養護老人ホームの解雇争議で当該老人ホームへの要請行動を行いました。翌年の95年2月20日、この要請行動の中で宮崎氏がホームの経営者に怪我を負わせたとして傷害事件がデッチ上げられました。当時、日立佐藤争議は神奈川地労委命令をとる為、週3回の地労委要請を組み超多忙でした。しかし、事態は深刻で日立賃金・昇格差別争議の団長への弾圧であり、団では私(佐藤)が中心になって横浜地検要請計画と動員の手配をしていました。年も押し迫った12月22日、宮崎氏が地検に出頭して結果として不起訴を勝ち取りました。

この闘いの中で、宮崎氏は殆ど何もしませんでした。また、地検出頭では午後1時10分から4時10分まで3時間に及び検事による宮崎氏の取調べが密室で行われましたが宮崎氏はこの検事の取調べ状況については未だに殆ど明らかにしていません。

2) 宮崎氏は、団会議で意見が別れ、自分が批判されると「俺は帰る」といって会議の途中でも勝手に帰ってしまうことがしばしばありました。この態度は96年3月に結成された「日立闘争神奈川支援共闘準備会」の役員会議の中でも、当該にもかかわらず自分の意見が通らないと会議の途中で帰ってしまうことがしばしばあり、支援者に大変なご迷惑をかけていました。このような宮崎氏の態度から団長不適任論が当初から争議団のなかに出ていました。

3) 宮崎氏は当初から団会議に理由を示さず欠席することがあり、自宅まで行動や会議に参加するよう説得に行かざるを得ないような団長でした。97年4月、ある倒産争議の激励に参加した帰り、私(佐藤)と小島、浜永、中村の4人で会議に出席しなくなった宮崎団長宅を訪問し、何故、出席しないのかについてただしました。しかし、宮崎氏は顔を横に向けたまま無言で通し、理由を聞くことが出来ませんでした。しかたなく、団会議に出席できない理由を文書で提出するよう求めましたが、文書の提出もありませんでした。

4) 宮崎氏は各種の行動にも、交通費がかかるから参加しないということであったので、団で討議し、宮崎氏の交通費は団が負担していました。他の団員は厳しい中でもやり繰りしながら頑張っていたことと比較してみても、指導的役割を果たすべき団長が団の団結の障害にもなっていました。

## (3) 宮崎氏の役員解任の経過

宮崎氏は93年12月の神奈川争議団総会で副議長になりましたが、団会議と同様に神奈川争議団の会議にも理由も無い欠席が多い有様でした。厳しいたたかいが求められる争議団の会議に欠席ばかり続く宮崎氏は役員会でも批判され、97年の1月に彼の副議長職

を日立神奈川争議団のA氏に交代しました。「宮崎文書」の11ページ上7行で「これらの人事は表面的には、団会議の多数決で行われているのですが、実態は日立闘争神奈川支援共闘会議代表委員であるB氏の指図でおこなわれてきたことは明白なことです」等と何の根拠も無く全くでたらめなことを述べていますが、97年1月には日立闘争神奈川支援共闘会議はまだ結成されていません。結成されたのは宮崎氏が神奈川争議団の役員を解任されてから10ヶ月経った97年11月に結成されたのです。

96年当時、私(佐藤)は神奈川争議団の事務局長をしていて宮崎氏をよくみてきましたが、役員交代を日立神奈川争議団や神奈川争議団に問題があるかのように描き、「自分は降ろされた」等とよく言えたものです。真実は前述の経過のように交代せざるを得なかったものです。

その結果、99年1月に日立神奈川争議団の団長を宮崎氏に代わって私(佐藤)がすることになったのです。当時、私は神奈川争議団の議長をしていて多忙でしたが、日立争議団のたたかいが重要な局面を迎えていた時期で宮崎氏が団長では務まらない状況から団長を交代したものです。たたかいの中では情勢と課題との関わりからこのように役員を交代することは当然のことではないでしょうか。

## 2 - 2 日立神奈川争議の解決水準と成果について:(2ページ見出し)

### (1) 全労連はじめ全国の支援で切り開いた画期的勝利との関係(2ページ見出し)

ここでは「神奈川の争議に先立つ1都2県(東京・茨城・愛知)の日立争議は、次にあげる5つの点で画期的な成果を勝ち取りました。」と1都2県争議の成果を述べ、(2)で神奈川の解決内容の実体として「1都2県を上回る高い水準の解決」に「私は大きな疑問を抱かざるをえません」と述べています。

宮崎氏は公開されていない日立1都2県の解決内容を用いて神奈川の解決水準の低さを強調しています。

もとより私たちは、1都2県争議と比較して優越感に浸るつもりなどありません。争議解決の評価の基準は、1 差別是正のレベル 2 争議をたたかったことによる職場の自由と民主主義の前進の度合い 3 争議解決前・後の職場の変化 4 争議解決後の団結とその後の活動の度合いなどから評価すべきものであると考えています。そして一人ひとりの原告が「たたかって良かった」と言える争議の解決が求められるものだと考えています。

争議の解決水準は争議団・弁護団・支援共闘の三者の団結と彼我の力関係から決まることです。日立神奈川争議団の1団員であった宮崎氏が何故、このような項目を設けて1都2県の解決内容の詳細な評価と神奈川の解決内容の比較をして、いかに神奈川の解決水準が低いかを主張しようとしているのか理解に苦しむところです。

敢えて、この際明らかにしておきますが、当然のことながら日立神奈川争議の解決交渉における最大で決定的な障壁は1都2県の解決水準であったことは言うまでもありません。

## (2) 格付け全員是正の真相 (4ページ見出し)

宮崎氏はこのタイトルの項でおよそ次のような内容で日立神奈川争議団と支援共闘を攻撃し、身勝手な自己主張を展開しています。1 「01年9月の交渉で私(宮崎氏)とAさんには1ランクアップの是正しか行わないという差別的な解決案を『大枠合意』として了承し、争議団の多数決をもって私(宮崎氏)とAさんに受け入れるように強要した」2 「02年神奈川労連定期大会で日立神奈川支援共闘の事務局長が『自主交渉の段階で全員の格付けをアップさせた』と発言、また、『3都県が解決内容を明らかにしないで昇格を会社に任せた』と事実を歪曲して誹謗していること」3 「私(宮崎氏)より7歳と5歳も若い執務職の2人の争議団員については、私(宮崎氏)をとび越して執務職2級から企画職1級(現総合職7級)へと3ランクアップさせています。このような差別的な扱いを交渉団はどのように説明するのでしょうか。格付けの決定を『会社に任せなかった』という交渉団に説明の義務があるのではないのでしょうか」と説明を求め「私たち2人をスケープゴートにした」などと非難し、4 「私(宮崎氏)は10人全員で一括解決することを一貫して要求した。」と主張しています。

### 1の賃金・格付け是正について：

日立支援共闘と日立神奈川争議団の代表で構成した交渉団は賃金是正額の大筋合意後、格付け是正の交渉に入り、第4回交渉(01年5月29日)で最初の格付け是正回答がありました。しかし、その内容は全体として低いもので、更に原告同士のなかに差別を持ち込もうとするもので、ひどいものでした。この背景には会社が「差別をしていない」とする対応で1都2県交渉を乗り切ってきた勢いで、「差別をしていない」「神奈川地労委命令はとんでもない」として「1都2県の解決レベルを超えて是正することは出来ない」とするごう慢なものでした。

その結果、その後の交渉では格付け是正をめぐる激しいものとなりました。しかし、運動を背景にした粘り強い交渉によって格付け是正に関する前進を勝ち取りました。

会社の宮崎氏への格付け差別回答に対しては、その不当性を追及し、私(佐藤団長)の総合職6級を返上し総合職7級にしてもいいから宮崎氏を総合職8級から総合職7級に是正するよう繰り返し交渉もしました。(この内容については団会議でも繰り返し報告していますが、「宮崎文書」には意図的に一切書かれていません。)しかし、会社はこの道理ある代替案さえ拒みませんでした。

一方その当時、団の団結状態はひどく、宮崎氏は団の決定にはことごとく従わず勝手な行動を取っていました。そのように団が不団結の状況下では1都2県の解決水準のハードルを大きく超えることは難しいと、彼我の力関係から判断し、第10回交渉(01年8月31日)では格付け是正に関する会社回答を大枠了解としたものです。このことは団会議で報告をしていますので、宮崎氏も良く承知しているはずで。

ちなみに、宮崎氏の格付是正は十分ではなかったものの、是正賃金額は3歳年上の私(佐藤)を超えて団内で最高になっていました。(理由は、宮崎氏はもともとの差別金

額が少なく、是正前から私(佐藤)より賃金が高かった上1都2県では、会社が決めた是正の上限ラインを超えた分はカットされましたが、宮崎氏にはカットさせないことを会社に譲歩させたからです。)

神奈川と1都2県の交渉相手は同じ日立製作所でしたが、神奈川はその殆どを自主交渉で進めたこと、交渉団の人数も会社側に譲歩させ多く参加できたことなど、1都2県との交渉の構えの比較で大きな違いがありました。このことによって解決水準でも違いがあります。これらについては神奈川の総括集で明らかにするものです。

## 2 日立支援共闘事務局長の神奈川労連大会での発言について :(4ページ下段から10行目)

01年の神奈川労連定期大会は9月7日～8日に開かれました。この時点での日立神奈川争議の格付け交渉は大詰めを迎えていました。従って、この時点での日立神奈川争議の交渉状況の報告は事務局長の発言通りで、神奈川地労委2次提訴者1名を含めて10名の原告全員が昇格したことを報告したものです。宮崎氏が詳細に把握していながら彼の文書では何故か明らかにしていない1都2県の解決内容、即ち1都2県の解決内容には昇格しない原告が複数名いたことを考えると大きな前進でした。また、宮崎氏は事務局長の発言で「3都県が解決内容を明らかにしないで昇格を会社に任せた」として「事実を歪曲して誹謗している」と述べています。しかし、このことは1都2県の日立争議総括集でも次のように述べられている通りなのです。同総括集の文を引用すると

「職位は、総合職編入を31名(大卒1名は別途)、指導員7名(女性1名)、技能職1級は20名とする。個人別回答は6月2日に行う、というものであった。」として「会社の最終回答を受けて中央支援連は、和解対策会議を開いて回答を検討し、受け入れることを確認。6月2日に個人別回答を受取り、6月3日に検討委員会で詳細な検討を行うこととし、9名の検討委員を決めた。検討委員会では、格付け枠が決められているなかで、個人の差し替えは不可能と判断し、職位などの個別是正については言及しないことを基本にし、・・・途中略・・・また、争議の最終盤で団結がもっとも大事な時期にあることを考慮し、個別回答を当面各人には開示しないことにしたが、共同要求団役員が責任を持つことで、7月に入って各人に開示した」共同要求団は6月4日に役員会を開催し、会社の最終回答と検討委員会の検討結果の報告を受け、これを了承し、(以下略)」「6月5日の第28回交渉で労側は、検討委員会での検討結果に基づく6項目の確認と再検討を求めた。さらに総合職6級、7級の人たちを通常職場で行われているように技師や主任にするよう要求した。これに対し会社は6月9日に回答し、調整金の計算方法など、概ね共同要求団の線にそった内容が示された。6月13日に行われた第29回交渉で会社は、技師や主任などへの是正には応じられないとの回答を示し、労側は6月22日の第30回交渉で、個別回答の最終的な受け入れを表明した。」(アンダーラインは引用者)



と記述しています。このように個人別の格付けを会社が決定し、それを中央支援連が了解し、団結上から個々人には知らせないで会社回答を受け入れたことが真実です。神奈川の場合、会社回答を個々人に知らせ、個人の意見を聞いて、それを交渉に反映する民主的手続きを経て行いました。従って、労連の大会で日立支援共闘の事務局長が述べたことが事実で、1都2県争議団員でもない宮崎氏が「1都2県が組合員ベースの格付け枠を決めて交渉に臨んだことは、争議団員の総意でした」等と、その場にいたような記述こそが事実を歪曲しているのです。

この事ひとつをみても誰が正しいのか判断できるのではないのでしょうか。宮崎氏は事実を知った今、1都2県の解決内容について9名の検討委員会が勝手に決めたこととして糾弾するのでしょうか。

3 「私より7歳と5歳も若い執務職の2人の争議団員については、私をとび越して執務職2級から企画職1級（現総合職7級）へと3ランクアップさせています。このような差別的な扱いを交渉団はどのように説明するのでしょうか。格付けの決定を『会社に任せなかった』という交渉団に説明の義務があるのではないのでしょうか」と宮崎氏ら2人をスケープゴートにしたと言っていることについて：(5ページ上段2行目)

宮崎氏のこの記述には改めて情けない思いと共に憤りを抱かざるを得ません。彼は、反共労務政策をてこに我々を弾圧してきた日立製作所を相手にした交渉をどのように考えているのでしょうか。彼も言うように半世紀にわたって争議のデパートと呼ぶにふさわしい相手との交渉です。彼の思うようなやわな相手ではないのです。宮崎氏は「このような差別的な扱いを交渉団はどのように説明するのでしょうか、交渉団に説明の義務があるのではないのでしょうか」等とまるで被害者意識を丸出しにして述べています。

差別的な回答に固執したのは我々の闘いの相手である日立製作所です。私たちはこの差別・分断的回答に対して激しい交渉をしてきました。私たちは会社回答について、団内を分断する差別的な回答であることをピラなどで何度も宣伝してきました。しかし、会社は団内での不団結状況を見抜いて頑強に拒みました。宮崎氏等の取ってきた「団に団結しない態度」にこそ、この結果を招いた最大の要因があったのです。

このように解決内容に差別を持ち込んだのが、会社ではなく神奈川の日立支援共闘側だとする主張はあまりにも稚拙なものです。仮に差別的解決を容認した日立支援共闘側に責任があるとすれば、宮崎氏がなぜその差別的解決の土台を築いた1都2県の解決内容にも要因があった事を問題にしないのでしょうか。彼が神奈川の闘いを良しとしないグループに属し、神奈川を攻撃するために持ち出したのでしょうか、あまりにも被害妄想的で、あわれと言う他にありません。

**4 「私は10人全員で一括解決することを一貫して要求しました」と言っていることについて :**( 5 ページ上段から 14 行)

宮崎氏は団の決定に従わず、団会議では進行を妨害し、特に自主解決交渉に入ってから10名の団結に努力する姿勢は微塵もありませんでした。私たちは団結を重視し、弁護団とも相談しながら宮崎氏の個人的な要求をものんで、最後までいっしょに団結して解決する努力をしました。ところが中労委交渉に入った直後に、別交渉をすることの方が得策と判断して私利私欲から自ら団から脱落し、個別交渉を選んだのは他ならぬ宮崎氏でした。そうした彼に「10人全員で一括解決することを一貫して要求した」などと言う資格はありません。

**( 3 ) 解決金について :**( 5 ページ見出し)

宮崎氏は「神奈川の解決が1都2県より22ヶ月遅かった。従ってこの間の上積みがなければ1都2県を超えたとは言えるものではありません」と神奈川の評価を下げようとしています。神奈川の解決を困難にし、引き延ばしたのは宮崎氏らの分裂行動でした。このことに何の責任も感じていないばかりか、自分勝手な言い分に固執する彼の人間性がよく出ています。

更に、彼は「22ヶ月の昇給や一時金の差額、残業代や退職金、年金などの差額などを考慮すれば少なくとも250万円から300万円の上積みがないといけないこととなります。」などと放言しています。しかし、そうした一方で、彼は個別交渉で会社から自分がいくら解決金を得たのかは、今もって明らかにしていないのです。

**( 4 ) 提訴外者の差別是正と、その他の要求について :**( 5 ページ見出し)

「見てきたような嘘をつき」とは宮崎氏のような人物をさすのでしょうか。宮崎氏は「・・・職場活動家への働きかけを行うように主張し続けてきました。最終的に9人が名乗りをあげ、会社に要求を提出することができました。その結果、9人は1都2県と同じ水準で格付けの是正を勝ち取ることができました」などとまるで自分が努力した結果のごとく吹聴しています。しかし、宮崎氏の所属する事業所からは提訴外者は1名しかおりませんが、その人は宮崎氏ではなく別の団員の働きかけで名を連ねたのです。

関連会社の人の差別是正について「要求は出していましたが実現できず積み残してしまいました」などと積み残しで終わったようなことを、ことさらに吹聴しています。しかし、私たちは関連会社についても現在、交渉を継続し粘り強く解決に向けた努力をしています。

**( 5 ) もし全日立の争議が統一していたらと言っていることについて :**( 5 ページ見出し)

統一の妨害者が嘆く資格はありません。

もし全日立の争議が統一していたら、更に大幅な是正が勝ち取れたことは間違いのないでしょう。そのために神奈川は最後まで統一を追求したのです。

## 2 - 3 日立神奈川争議団は、なぜ全日立の争議から離れたか : ( 6 ページ見出し )

日立神奈川争議が結果として 1 都 2 県争議と別に解決せざるを得なかった理由は、神奈川が統一と団結の為に「団結案」等の様々な提案及び努力をしたにもかかわらず、1 都 2 県の中労委和解が進行していることを理由に、「無条件で 1 都 2 県和解に乗りなさい」という覇権主義的態度に終始固執したことにあり、終盤は神奈川を切捨てて解決したことにあります。

従って、1 都 2 県が統一と団結を放棄して解決した以上、神奈川が独自の解決の道を進めることは当然ではないのでしょうか。「宮崎文書」はこのような事実経過をねじ曲げて「神奈川が全日立の争議から自ら離れた」かのように描き誹謗・中傷をしています。そして、神奈川が全日立争議から離れた理由を 1 1 都 2 県と神奈川の情勢の見方や組織づくりの違い 2 全国組織のつくり方を理由に神奈川が脱落 3 神奈川支援共闘幹部による分派的指導 4 「支援共闘」の絶対化により、異なる意見をもつものを排除の 4 項に分けて記述しています。これらについて、以下に事実に基づいて反論します。

### ( 1 ) 1 都 2 県の闘いとどこが違っていたのか : ( 6 ページ見出し )

宮崎氏は 1 都 2 県の総括集の資料を使って神奈川を批判していますが、これは日立闘争全体の問題です。神奈川は現在たたかひの総括をしているところですが、その総括報告集の中でこれについて明らかにしたいと考えています。

### ( 2 ) 全国的組織のつくり方を理由に脱落 : ( 6 ページ見出し )

この項についても神奈川の総括報告集で明らかにするものです。

しかし、以下の記述にはここで反論しておきます。

「 1998 年 2 月時点で会社と接触をしていたのです。このことは、当時は争議団員さえ知らないところで行われていました。後になって事務局だけに知らされたのです。今も当時の交渉内容は、秘密に隠されたままです。」と秘密裏に隠されているかのような虚偽をつくりあげています。しかし事実は、会社から解決のための糸口をさぐる動きがあることを、当時団事務局にその内容とともに報告され、宮崎氏もその場に同席していました。さすがにこれまで聞いていないとは言えず、「後になって事務局だけに知らされたのです。」と認めているのです。このことは当時の神奈川労連の中心役員にも報告されており、神奈川労連の中心役員は周知の事実です。

### ( 3 ) 神奈川支援共闘幹部による「神奈川方式」絶対化と分派的指導 : ( 7 ページ見出し )

この項でも宮崎氏は 1 都 2 県の立場から神奈川を攻撃していますが、これも総括の中で明らかにする問題です。だいたい「神奈川方式」などと言う人は神奈川にはいません。神奈川以外の人作りだした言葉なのです。このあたりに神奈川を排除した根源があります。

以下の 2 点についてはここで反論しておきます。

1 日立闘争神奈川支援共闘会議と団は「日立争議に全労連と神奈川労連が介入している」という事実無根の攻撃を行った文書を持って全労連傘下の地方労連をオルグした。(7ページ上段12行目)

この内容については、すでに団として事実経過を文書発表をしています。団体署名の要請をお願いする文書を持参して全国オルグをしようとしたところ、神奈川労連が事実をねじまげた理由を上げて「署名に賛同できません」とする文書をオルグ先に配布したため、私たちは、やむなく事実経過を説明する文書を作ったというのが真相です。

2 96年6月の神奈川争議団共闘会議の学習会において、日立闘争神奈川支援共闘会議代表委員のC氏が「支援共闘は、その争議団の運動と解決に責任をおう部隊です。争議運動の主役は支援者であり、争議団員は争議運動の担い手である」と講演しました。(7ページ上段16行目)

96年当時、日立闘争神奈川支援共闘会議は結成されていません。「宮崎文書」はこの点でも事情を知らない第三者に誤解を与えかねない恣意的な書き方をしています。

また、C氏の講演とは96年6月8日に神奈川争議団共闘会議の役員会が行った学習会での講演を指すものと思いますが、私も役員として参加していました。この学習会で配布されたC氏の文書を確認しましたが、この文書のなかに「支援共闘は、その争議の運動と解決に責任をおう部隊です。」の記述はありますが、宮崎文書にある「争議運動の主役は支援者であり、争議団は争議運動の担い手である」との記述はまったくありません。

また、その時の私のノートのC氏の発言メモにもありません。C氏にも確認し、また、その学習会に参加していた当時の役員にも確認しましたが、C氏は発言していません。C氏は「そんな考えはもともと無い」と言っていました。言ってもいない事実をさもあるかのように表現する「宮崎文書」の特徴がここにも表れています。

ちなみに宮崎氏は当時の神奈川争議団副議長であり、「支援共闘は、争議の運動と解決に責任をおう部隊です」との記述・講演にたいし一切異論や反論をしなかったばかりか、同氏が日立神奈川争議団にとどまっていた2002年にいたるまでの間、これに対し何の異論もなかったことをここで明らかにしておきます。

この点でも宮崎氏の争議解決後の「変節」ぶりはいっそう明確です。

(4)「支援共闘」の絶対化により、異なる意見をもつものを排除:(7ページ見出し)

この項では、「支援共闘」の絶対化により、支援共闘と団がいかに非人間的な人間関係であったかを描こうとしています。前記したように、意見が違って宮崎氏が批判されると「俺は帰る」などと勝手に帰ってしまうわがままな宮崎氏らしい感覚からすれば、批判=排除と云うことになるのでしょうか。しかし、支援共闘の絶対化などはあり得ませんでした。なぜなら、争議団が自主的、主体的に闘わなければ運動は前進しないことは明らかだからです。このことは、神奈川争議団の三つの原則の一つとして確立されていることは、神奈川の反合権利闘争を闘っている人は良く知っているところです。

## 2 - 4 私（宮崎）が、なぜ日立神奈川争議団を脱退し、独自解決の道を選んだのか：( 8 ページ見出し )

厳しく困難なたたかひの最中に宮崎氏は団への団結を放棄して脱落したのですが、その理由を正当化し、合理化する為の理由を並べあげたものといか言いようがありません。

### ( 1 ) 提訴外者を含む、職場の団結重視を貫きたかった ( 8 ページ見出し )

この項で宮崎氏は独自解決の道を選んだ理由として「全日立の闘いから神奈川が離れたことが、もっとも大きな理由です」と述べています。

【反論】：1都2県争議は00年9月12日に解決しました。宮崎氏が日立神奈川争議の解決の道筋に乗って自らの争議も解決した今になって、「全日立の闘いから神奈川が離れたことが、独自解決の道を選んだもっとも大きな理由です」とぬけぬけと述べることに憤りを抱きます。いみじくもこの発言は、彼が「全日立の闘いから神奈川が離れた」時点から既に独自解決の道を選択していたことを告白したものです。従って、彼が5ページで「10人全員で一括解決することを一貫して要求しました」とする記述は実際は「嘘」であったことをわずか3頁後に自ら明らかにしたことになるります。先にも批判したように、結局宮崎氏の「独自解決の道」とは中労委交渉に入ったタイミングを狙って打算と損得勘定から団を脱落する道だったのです。

### ( 2 ) 「団則」に除名条項を入れても、支援共闘幹部には屈服できない ( 8 ページ見出し )

【反論】：宮崎氏は団会議で自らがどのように振舞ったか、自覚しているはずです。00年7月以降は団費も払わなければ、団の決定事項にも従わないことを公然と主張し、団として物事を決められない状態にありました。大企業職場の差別を無くすため厳しく困難なたたかひをする争議団に、このような団員が存在する以上、組織としての決まりごとを決めて対応することは当然ではないでしょうか。「それに従わないと団則で拘束して自主性を奪うやりかたは許せませんでした」等と述べていますが、外部と通じながら個人の自由勝手に許し、野放しにするたかう組織があるのでしょうか。

### ( 3 ) 根拠のない労働組合、民主団体、日本共産党攻撃を拒否して ( 8 ページ見出し )

【反論】：宮崎氏はどこに根拠があって「私（宮崎氏）は、全労連、神奈川労連や民主団体に対する根拠のない批判や日本共産党攻撃を公然と行う集団に身をおくことはできませんでした」として日立支援共闘や争議団を攻撃しているのでしょうか。

宮崎氏らがふりまいている情報が事実無根であることは既に明らかですが、この記述は重大な意図を持っています。私たちは全労連や神奈川労連に対し根拠のない批判をし

たこともないし、また共産党を攻撃したこともありません。

私たちは、この間、神奈川労連などの一部役員と意見の相違があり、神奈川労連が発行した文書に事実に基づいた必要最小限の批判的文書を出したことは事実です。(00年10月4日発行:『『日立争議の経過と今後の対応について』と題する神奈川労連文書等に対する見解』及びこの文書に添付した経過資料「日立争議の経過 全労連、1都2県との関係を中心に」)しかし、批判されたということで、これを介入だ、攻撃だと云うのでは、批判を許さない独善的な組織となってしまいます。

私たちは「意見の相違は実践を通じて検証する」立場から、実践を通じて団結を回復するため奮闘してきました。

私たちは、全労連や神奈川労連が階級的な労働運動のナショナル(ローカル)センターとしての役割を十分に果たしてほしいと願っています。宮崎氏は「争議団こそが労働運動の先頭に立って闘っている組織だ」と争議団がナショナル(ローカル)センターを否定する主張をしているなどと、見てきたような嘘を平気で述べていますが、これは為にするもので許せません。

また、「日本共産党を公然と批判する集団」と決めつけていることも、見過ごせない重大な問題です。日立の「賃金・昇格差別争議」は共産党活動や労働組合活動を嫌った会社の差別、人権侵害の反共労務政策に沿った反共攻撃とのたたかいです。日立神奈川争議もこの反共労務政策に抗して全面解決を果たし、職場の自由と民主主義の前進に大きな役割を果たしました。このような闘いをしてきた支援共闘と団を「共産党を公然と批判する集団」と決めつけ、誹謗・中傷することは絶対に許されません。宮崎氏こそ党内問題を公然と「宮崎文書」で記述しており、このことこそ重大な問題ではないでしょうか。また、「宮崎文書」を「非常に重要な内容を持っている」と評価している団体にも重大な責任があるのではないのでしょうか。

## 2 - 5 日立闘争神奈川支援共闘会議の一部幹部による神奈川の反合理化・権利闘争の歪曲は許せない:(9ページ見出し)

### (1)「神奈川方式」を絶対化し「東京との対立」を煽る指導方針(9ページ見出し)

この項は前記と重複し、反論済みです。

### (2)「支援共闘会議」の絶対化で争議団の自主性を奪い職場の団結を破壊(9ページ見出し)

【反論】:この項も前記反論と重複する部分は省き、重複しない項目に反論します。

彼は「団長と事務局長は口癖のように『除名するぞ』と言うようになっていきました。」と被害者ぶった記述をしていますが、団会議での宮崎氏の態度は前記したようにどうしようもないものでした。「団に団結」するよう再三求めたことが事実です。尚、日立神奈川争議団には副団長職はありません。

(3) 酒席での「糾弾」で争議団の人格までも否定するやり方(10ページ見出し)

【反論】:

1) 宮崎氏は行動後の交流会などで「糾弾方式の指導」が行われた。と記述していることについて:

ここでも事実を歪曲しています。そもそも「糾弾方式の指導」などという言葉も初めて聞きますが、そのような現場も見たことがありません。

2) 「まな板論議」について:

神奈川争議団の総会で、特定の争議団の運動などをテーマにして論議することはあります。宮崎氏を支援しているY氏(元神奈川争議団議長:「宮崎集会」実行委員)の頃からはじめられたもので、これを俗に「まな板論議」と呼ぶこともあります。神奈川には争議を闘う上で、培ってきた様々な教訓があります。争議の勝利を目指すため、個別争議団の弱点、法廷闘争、職場闘争、社会的包囲の闘い、自主的・主体的な闘いなどあらゆる面から指摘し合い、今後の闘いに生かし、勝利を目指すことを目的に行われているものです。宮崎氏のように「人格までも否定された」などと言う意見は今まで聞いたこともありません。

3) 「1994年の第17回定期総会では、日立争議団の団員が日立神奈川支援共闘会議の代表委員の前で涙をぼろぼろ・・・」との記述について:

再度確認させていただきますが日立闘争神奈川支援共闘会議が結成されたのは1997年11月25日です。従って1994年当時、代表委員はおりません。何故、時間も空間も飛び越えて悪罵を投げるのでしょうか。

(4) 分派グループをつくり、意にそわない役員や団体と争議団員まで排除するやり方(10ページ見出し)

この項で、「日立闘争神奈川支援共闘会議の事務局は、分派的グループをつくり、気に入らない役員や団体、さらには争議団員まで排除するやり方をしてきました。その中で、その役員達が神奈川争議団共闘会議、連合職場連絡会(正式には『連合』職場の要求実現闘争を前進させる連絡会)、地労委民主化対策会議などを事実上私物化している実体は、許されるべきではありません」と書かれていることについて。

【反論】:

宮崎氏が自称する「分派グループ」に宮崎氏自らも所属していたことは、初めて知りました。

聞くところによると、もうだいぶ前に無くなっているそうですが、宮崎氏も含めて争議団関係者によって「研究会」がもたれていたそうです。「研究会」には東電争議出身で、「宮崎集会」実行委員の元神奈川争議団議長のY氏も参加していたそうです。

当時は職場や地域で学習会がいくつも持たれていました。そうした中で争議団関係者

で行なわれていた「研究会」を、宮崎氏や神奈川労連一部役員は「分派グループ」「秘密グループ」「派閥組織(秘密組織)」と呼び、この組織が秘密分派組織であるかのように描き出しています。

しかし、労働組合という大衆組織のなかで、有志が一定のグループを作るということとは多々あります。労働組合内に各政党や各潮流が作っているグループがその一例です。

この「研究会」はそうしたグループではなく、争議団仲間で学習会を持ち、特に産業別の労働運動や地域運動について、資料集めやそれを元に学習研究をやっていたのだそうです。「秘密グループ」でもなんでもなく、そこには現在の神奈川労連の副議長も講師として参加した事もあるそうですし、当時の神奈川労連事務局長もその存在を知っていたということです。

宮崎氏はその「研究会」に参加していたと言っていますが、自分が参加している「研究会」で決めた人事で、自分が神奈川争議団の副議長をやめさせられたかのように書いていますが、同じ「研究会」にいる構成メンバーを解任することなど決めるのでしょうか。前記したように宮崎氏が神奈川争議団の役員であるのに、役員会にも殆ど参加しないので役員を交代せざるを得なかったというのが真実です。「研究会」は政策の学習・研究が主たる目的であり内容でした。もちろん神奈川争議団の方針や役員は神奈川争議団の役員会や総会で決めていました。また、私的な「研究会」の内容を神奈川労連に報告する必要がないことも自明ではないでしょうか。

### 3 . 宮崎文書 1 2 ページ以降の宮崎氏の体験資料について :( 1 2 ページ )

ここでは宮崎氏が争議のたたかひのあり方について、彼の「体験」をつくりあげるか歪曲して述べているものです。ここまでいくつかについて反論してきましたので、以下の同種の問題にはいちいち反論しませんが、この部分はいよいよ謀略的文章です。従って、告訴対象にもなる問題もあります。幾つかの見逃せない問題についてのみ真実を述べ、宮崎氏の誤りを指摘するものです。

#### ( 1 ) 公安警察に狙われている ! ?

1995年の神奈川争議団統一行動での松みどり争議支援要請行動で、施設に出向いて要請していたときに宮崎氏が施設職員に怪我をさせたとしてのデッチ上げ傷害事件です。この時は佐藤事件の神奈川地労委命令を勝ち取る行動が取り組まれておりました。しかし、宮崎氏の不起訴を勝ち取るため日立神奈川争議団は文字通り中心になって奮闘しました。

ところが、本人である宮崎氏はほとんど地検要請には来ませんでした。

宮崎氏は代表委員のB氏が公安とつながっているような、許せないデマ、中傷を行なっています。宮崎氏が警察から呼び出しがあった事に関して、当時、後に代表委員に就いたB氏から「三菱銀行に千代田化工争議解決の要請にいった時、そこで、総務の人間から、『横浜の郊外で事件が起こっている』と聞かされ、それが多分、『松みどり』の事



件ではないか、三菱銀行は公安情報をよく知っている」という話がありましたが、これをねじ曲げて、B氏が公安とつながっているように書いたものです。

むしろ、横浜地検不起訴後の宮崎氏の行動にこそ、疑惑の目を向ける状況がありました。彼は自分一人で行った地検とのやり取りの中身を一切明らかにしなかったばかりか、不起訴直後、夜の電車の中で酒のビンを裸で持っていて、女性に酒がふりかかったとして女性に交番に突き出されたことがありました。公衆道徳や車内のマナーも守れない彼の行動の1つです。

## (2) 地労委審問廷で暴力事件

神奈川県地労委では、佐藤事件の審問の際にも会社側傍聴人との間で会社側が大げさなゼスチャーで「暴力を振るった」と騒いだことはありました。会社側の審問引き伸ばしや、有りもしないあら捜しに怒り、当然にエキサイトすることはありますが「暴力事件」を代表委員が起したことはありません。会社側からは何の問題も起されていません。

他方、「宮崎集会」の実行委員のY氏に対しても同様の問題で会社が騒ぎました。しかし、このように問題にもならなかったことを取り上げて、宮崎氏が自分を支援した人に対して「暴力事件」として文書にして攻撃をすることこそ、彼の階級性、人間性が問われます。

## (3) 不明朗な会計・財政活動

団費も払わないで平然としている宮崎氏こそ恥ずべき立場にあり、自らもまず団費をきちんと納め、それから言うべきではないでしょうか。このように自分がやるべき事もしないでとやかく言う資格はないと思います。このような金銭面でのだらしない性格から借金は返さない、日立争議団共闘の財政もいいかげんだったことは多くの団員が知っている事実です。

## 最後に

ここまで反論してきて感じたことは、「宮崎文書」は同じような内容を何回も何回も事実の捏造、歪曲を行って誹謗・中傷を繰り返す異常さです。謀略本もどきではなく謀略本そのものです。このような文書を「今後の争議のあり方について非常に重要な内容を持っている」として破格の扱いをしている状況に危機感を感じると同時に、労働運動、政党運動の異常事態と思うのは私一人ではないのではないのでしょうか。

以上